

市道岡本円ノ倉線（岡本橋）外2橋 橋梁修繕設計業務 特記仕様書

第1条 趣旨

本特記仕様書は、四万十市が管理する橋梁における「市道岡本円ノ倉線（岡本橋）外2橋 橋梁修繕設計業務」（以下「本業務」という）に適用する。

本業務の一般的な事項は、「高知県土木設計業務等共通仕様書」の規定によるほか、下記により、誠意をもってその業務を行うものとする。

第2条 関係資料の貸与

本業務に際しては、下記の資料を貸与するが、詳細は調査職員と協議によるものとする。

四万十市道路橋定期点検診断業務 成果品（～令和6年度）

第3条 業務目的

本業務は、四万十市が管理する橋梁について、最新の定期点検結果に基づき、効率的かつ適切な橋梁修繕工事を実施するために必要な橋梁修繕設計を行うことを目的としている。

なお、橋梁修繕設計については、『道路橋定期点検要領』に基づき実施した最新の橋梁定期点検の結果得られた、各橋梁の部材単位の健全性の診断結果により、『III：早期措置段階』及び『IV：緊急措置段階』と判定した部材の修繕設計を行うものを基本とするが、『II：予防保全段階』についても、『III：早期措置段階』及び『IV：緊急措置段階』と一体的に修繕することが望ましい部材は修繕設計の対象とする。

第4条 対象橋梁

本業務の対象橋梁は、岡本橋（市道岡本円ノ倉線）、中の川橋（市道中ノ川線）、ミノコシ橋（市道双海線）とする。

第5条 実施内容

1 設計計画

本業務の実施に先立ち、本業務の目的・主旨を把握した上で、本仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画及び打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する。

2 岡本橋

1. 損傷箇所の確認調査

対象とする橋梁の修繕設計に先立ち、現地踏査を行うとともに、既往の報告書等から定期点検時の点検調書や健全性の診断結果を収集・整理し、対象橋梁全体の損傷状況を把握するとともに、必要に応じて形状寸法測定や現況図面の作成を行う。

また、現地踏査等を基に、劣化程度や損傷原因を推定するための詳細調査や各種試験を行い、調査及び試験結果をとりまとめる。

(1) 現地踏査

対象とする橋梁の修繕設計に先立ち現地踏査を実施し、地形・地質等の自然環境や沿道・用地条件等の周辺状況を把握するとともに、工事用道路・施工ヤード・支障物等の施工性の判断に必要な地形特性等を把握する。また、併せて協議が必要となる関係機関等を確認する。

(2) 資料収集・整理

四万十市が貸与する既存資料（既往報告書、完成図書、橋梁台帳、道路台帳及び橋梁点検調査書等）のとりまとめを行う。

(3) 損傷確認

(2) で貸与された資料により損傷状況が十分把握できない場合は、必要に応じて、目視等により再度現地を確認し、新たに確認された損傷箇所（ひび割れ、コンクリートの剥離及び鉄筋腐食など）について、写真撮影やスケッチなどにより損傷状況を把握する。

(4) 形状寸法測定

既存資料により形状寸法が確認出来ない場合は、コンベックスやテープなどを利用した簡易測量により形状寸法を把握する。

(5) 現況図面の作成

既存資料や形状寸法測定結果に基づき、現況図面（C A D）を作成する。

(6) 試験結果とりまとめ

詳細調査や各種試験結果から、劣化程度及び損傷要因等を推定し取りまとめを行う。

(7) データ整理・損傷図作成

既存資料や損傷調査により把握した損傷状況を整理するとともに、現況図面から損傷図を作成する。

2. コンクリート補修工設計

対象とする橋梁について、コンクリート上下部工のひび割れ補修工、断面修復工、表面保護工の補修設計に適用する。

(1) 対策工法の検討

対象とする橋梁の補修として適当な工法を3案程度抽出し、損傷要因、施工性及び経済性などから総合的に判断し、補修工法を決定する。

(2) 設計図作成

補修詳細図等を作成する。

(3) 数量計算

(2) で作成した補修詳細図等を基に設計数量を算出する。

(4) 照査

工法選定、設計図面及び数量計算書の適正化・整合性について照査を行う。

(5) 報告書作成

コンクリート補修工設計に係る報告書のとりまとめを行う。

3. 施工計画

上記項目により検討された工法により工事を実施するために必要な施工計画及び施工フローを立案する。

4. 概算工事費の算定

上記項目により検討された補修数量及び施工計画を基に、概算工事費の算定を行う。

5. 関係機関との協議資料作成

上記項目により検討された補修工法及び設計図書に基づき、工事実施に係る関係機関との協議用資料及び説明用資料等の作成を行う。また、その関係機関との協議に同行すること。

3 中の川橋

1. 損傷箇所の確認調査

対象とする橋梁の修繕設計に先立ち、現地踏査を行うとともに、既往の報告書等から定期点検時の点検調査書や健全性の診断結果を収集・整理し、対象橋梁全体の損傷状況を把握するとともに、必要に応じて形状寸法測定や現況図面の作成を行う。

また、現地踏査等を基に、劣化程度や損傷原因を推定するための詳細調査や各種試験を行い、調査及び試験結果をとりまとめる。

(1) 現地踏査

対象とする橋梁の修繕設計に先立ち現地踏査を実施し、地形・地質等の自然環境や沿道・用地条件等の周辺状況を把握するとともに、工事用道路・施工ヤード・支障物等の施工性の判断に必要な地形特性等を把握する。また、併せて協議が必要となる関係機関等を確認する。

(2) 資料収集・整理

四万十市が貸与する既存資料（既往報告書、完成図書、橋梁台帳、道路台帳及び橋梁点検調査書等）のとりまとめを行う。

(3) 損傷確認

(2)で貸与された資料により損傷状況が十分把握できない場合は、必要に応じて、目視等により再度現地を確認し、新たに確認された損傷箇所（ひび割れ、コンクリートの剥離及び鉄筋腐食など）について、写真撮影やスケッチなどにより損傷状況を把握する。

(4) 形状寸法測定

既存資料により形状寸法が確認出来ない場合は、コンベックスやテープなどを利用した簡易測量により形状寸法を把握する。

(5) 現況図面の作成

既存資料や形状寸法測定結果に基づき、現況図面（C A D）を作成する。

(6) 試験結果とりまとめ

詳細調査や各種試験結果から、劣化程度及び損傷要因等を推定し取りまとめを行う。

(7) データ整理・損傷図作成

既存資料や損傷調査により把握した損傷状況を整理するとともに、現況図面から損傷

図を作成する。

2. 橋面防水工設計

対象とする橋梁について、橋面防水工が設置されておらず新設する場合および既設橋面防水工を取替する場合における橋面防水工の補修設計に適用する。

(1) 対策工法の検討

対象とする橋梁の補修として適当な工法を3案程度抽出し、損傷要因、施工性及び経済性などから総合的に判断し、補修工法を決定する。

(2) 設計図作成

補修詳細図等を作成する。

(3) 数量計算

(2)で作成した補修詳細図等を基に設計数量を算出する。

(4) 照査

工法選定、設計図面及び数量計算書の適正化・整合性について照査を行う。

(5) 報告書作成

橋面防水工設計に係る報告書のとりまとめを行う。

3. 伸縮装置取替工設計

対象とする橋梁の伸縮装置取替工の補修設計に適用する。

(1) 対策工法の検討

対象とする橋梁の補修として適当な工法を3案程度抽出し、損傷要因、施工性及び経済性などから総合的に判断し、補修工法を決定する。

(2) 設計図作成

補修詳細図等を作成する。

(3) 数量計算

(2)で作成した補修詳細図等を基に設計数量を算出する。

(4) 照査

工法選定、設計図面及び数量計算書の適正化・整合性について照査を行う。

(5) 報告書作成

伸縮装置取替工設計に係る報告書のとりまとめを行う。

4. 施工計画

上記項目により検討された工法により工事を実施するために必要な施工計画及び施工フローを立案する。

5. 概算工事費の算定

上記項目により検討された補修数量及び施工計画を基に、概算工事費の算定を行う。

6. 関係機関との協議資料作成

上記項目により検討された補修工法及び設計図書に基づき、工事実施に係る関係機関との協議用資料及び説明用資料等の作成を行う。また、その関係機関との協議に同行すること。

4 ミノコシ橋

1. 損傷箇所の確認調査

対象とする橋梁の修繕設計に先立ち、現地踏査を行うとともに、既往の報告書等から定期点検時の点検調査や健全性の診断結果を収集・整理し、対象橋梁全体の損傷状況を把握するとともに、必要に応じて形状寸法測定や現況図面の作成を行う。

また、現地踏査等を基に、劣化程度や損傷原因を推定するための詳細調査や各種試験を行い、調査及び試験結果をとりまとめる。

(1) 現地踏査

対象とする橋梁の修繕設計に先立ち現地踏査を実施し、地形・地質等の自然環境や沿道・用地条件等の周辺状況を把握するとともに、工事用道路・施工ヤード・支障物等の施工性の判断に必要な地形特性等を把握する。また、併せて協議が必要となる関係機関等を確認する。

(2) 資料収集・整理

四万十市が貸与する既存資料（既往報告書、完成図書、橋梁台帳、道路台帳及び橋梁点検調査書等）のとりまとめを行う。

(3) 損傷確認

(2)で貸与された資料により損傷状況が十分把握できない場合は、必要に応じて、目視等により再度現地を確認し、新たに確認された損傷箇所（ひび割れ、コンクリートの剥離及び鉄筋腐食など）について、写真撮影やスケッチなどにより損傷状況を把握する。

(4) 形状寸法測定

既存資料により形状寸法が確認出来ない場合は、コンベックスやテープなどを利用した簡易測量により形状寸法を把握する。

(5) 現況図面の作成

既存資料や形状寸法測定結果に基づき、現況図面（C A D）を作成する。

(6) 試験結果とりまとめ

詳細調査や各種試験結果から、劣化程度及び損傷要因等を推定し取りまとめを行う。

(7) データ整理・損傷図作成

既存資料や損傷調査により把握した損傷状況を整理するとともに、現況図面から損傷図を作成する。

2. コンクリート補修工設計

対象とする橋梁のコンクリート上部工のひび割れ補修工や断面修復工、表面保護工の設計に適用する。

(1) 対策工法の検討

対象とする橋梁の補修として適当な工法を3案程度抽出し、損傷要因、施工性及び経済

性などから総合的に判断し、補修工法を決定する。

(2) 設計図作成

補修詳細図等を作成する。

(3) 数量計算

(2)で作成した補修詳細図等を基に設計数量を算出する。

(4) 照査

工法選定、設計図面及び数量計算書の適正化・整合性について照査を行う。

(5) 報告書作成

コンクリート補修工の補修に係る報告書のとりまとめを行う。

3. 施工計画

上記項目により検討された工法により工事を実施するために必要な施工計画及び施工フローを立案する。

4. 概算工事費の算定

上記項目により検討された補修数量及び施工計画を基に、概算工事費の算定を行う。

第6条 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ（3回）、成果品納入時の計5回を標準とし、管理技術者と調査職員が出席するものとする。ただし、中間打合せについては、協議により回数を変更できるものとする。

第7条 業務計画書の提出

本業務の履行にあたり業務計画書を提出することとする。

業務計画書には、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画及び打合せ計画等を記載し、提出するものとする。

なお、業務計画書の内容が変更、追加になる場合は、その都度提出しなければならない。

第8条 新技術等活用の検討

工法等の選定において、共通仕様書第1209条第12項に定めるとおり、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

第9条 報告書作成、提出成果品

本業務の検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

なお、本業務の成果品は高知県土木事業編（委託業務）の電子納品ガイドラインを遵守し、電子成果品とするほか、次のものを納品するものとする。

(1)報告書（関係資料・打合せ記録簿等を含む）A4版簡易製本 1部

(2)電子成果品（CD-ROM等） 1部

(3)設計図面（A3サイズ縮小版） 1部

(4)その他調査職員の指示するもの

第10条 電子納品について

- 1 本工事における工事完成図書の記録方法については、電子納品に関する基本方針（平成23年6月24日付け23高建管第610号）に基づき実施すること。
- 2 電子納品運用に関するガイドラインについては、四万十市ホームページを参照すること。

第11条 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報等の取り扱いの有無については、着手前に受発注者間で協議すること。

なお、個人情報等取扱特記事項に基づく各種報告書等については、業務計画書に添付すること。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができると認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は発注者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は発注者の承諾がある時を除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾した時を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第12条 部分引渡し

- 1 本業務において、発注者の申し出があった場合、完成した箇所の部分引渡しを隨時行うものとする。
- 2 部分引渡しが可能となった箇所の業務が完了したときは、5日以内に部分完成通知書を提出のこと。
- 3 部分完成通知書の提出があった場合は、その通知を受理後10日以内に部分完成検査を行う。
- 4 部分引渡しに伴う業務委託料の部分払については、業務委託契約書により行うものとする。

第13条 管理技術者

- 1 管理技術者は、本業務の技術上の管理を行うにあたり必要な能力及び経験を有し、かつ次のいずれかの要件を満たす者であること。
 - (1)技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門又は総合技術監理部門のうち、選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）。
 - (2)社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCC-M）資格試験に合格し、同協会に備える「RCC-M登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「鋼構造物及びコンクリート」とする。
 - (3)建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「鋼構造物及びコンクリート」とする。
- 2 管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。病床、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、発注者の了承を得なければならない。

第14条 照査技術者及び照査の実施

- 1 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。
また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。
- 2 本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は設計業務共通仕様書第1108条第2項第5号に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

第15条 ウィークリー・スタンスについて

本業務においては、設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、1週間における受発注者間相互のルールや約束事・スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行すること。

第16条 測量調査設計業務実績情報システムへの登録

- 1 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（T E C R I S）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けたうえ、
 - (1)受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、
 - (2)登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、
 - (2)完了時は完了後15日以内に、
 - (3)訂正時は適宜、

登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第17条 業務履行中の情報共有システムの活用について（受注者希望型）

- 1 調査職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図るため、情報共有システムの活用を希望する場合は、「情報共有システム運用ガイドライン（案）四万十市」に基づき、契約後に受発注者間の協議により活用を決定すること。
- 2 システムを活用する際、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - (1)情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - (2)サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - (3) (2)の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると調査職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することが

できる旨

- 3 受注者は、調査職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第18条 その他

- 1 本業務の実施中に、本特記仕様書に明示なき事項、またはその内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ、決定するものとする。